

企業奨励補助で補助対象となる機械及び装置について

- 補助対象となるもの…条件1すべてに該当し、条件2のいずれかに該当するもの
(下記補助対象とならないものに該当する場合を除く)

【 条件1 】

- ①資産区分が「機械及び装置」である
- ②製造に直接寄与する設備である
(生産装置と同時に取得する付属設備で、「機械及び装置」の耐用年数の適用があるものを含む)
※直接寄与する…その設備がなければ生産を開始できないこと
- ③市内で実際に稼働し、自社製品の出荷がされている
※製品の出荷については条件2-④を除く

【 条件2 】

- ①新設・増設である(手作業からのオートメーション化は取替・更新とみなす)
- ②新製品製造のための改造・取替・更新である
- ③単純な改造・取替・更新で、30%以上の生産能力向上がある(向上部分のみ補助対象)
※生産能力向上とは、設備を最大限稼働した場合の生産量の増加をいい、生産性の向上を含みません。
※書面又はデータで性能向上が確認できる資料提出の必要があります。
- ④法令等により設置が義務付けられている設備である
- ⑤試作品製造専用の設備である
- ⑥新製品製造のための治具(ハード)を伴うプログラム変更の改造費である
- ⑦災害により滅失又は損壊した既存設備の代替として設置した設備である

●補助対象とならないもの

- a. 省エネや作業環境向上・安全対策のための設備(補助対象となる生産装置と同時取得の場合を除く)
- b. 検査に要する装置(検査が製造工程の一部である場合を除く)
- c. 製品の保管のみに使用する設備
- d. 法令等により設置が義務付けられていないごみ・汚水・ばい煙及びその他処理施設
- e. ソフトウェアのみの取得
- f. 設備のオーバーホール費用
- g. 資本的支出が無く転用で取得した設備
- h. 東根市の課税対象でない設備 など